

## 報告事項にかかる意見

## ○性別の情報取得について

個人情報を取り扱う事務の中に「性別」を記載する書類が多く存在するが、なぜ性別が必要なのか、疑問に思う事務が見受けられる。「寄附申出書」のように変更しているものもあるが、改めて全庁的に性別記載を含める合理的理由を整理する必要があるのではないかと。(法で定められた様式の場合は除く。)

## ●事務局回答

ご指摘の通り、性の多様性に配慮する観点から、必ずしも性別記載欄が必要でないものについては、性別記載欄を削除する必要があると考えます。当市でも時代の要請に合わせ、「申請書等様式作成ガイドライン」の改正を重ねており、性別記載欄についても業務上必要であるものに限定しております。

(例)

- ・統計上、今後の施策等に活用するために収集する必要がある場合
- ・医療上、性別情報を収集する必要がある場合
- ・施策の実施に当たり、性別により配慮又は対応を区別する必要がある場合
- ・本人確認のため、性別情報を収集する必要がある場合

また、性別記載欄が必要な場合も、男女の選択肢他にも記載できる欄を設けるなど、可能な配慮は行うよう努めております。

(例)

「性別：男・女・( )」

「性別：( )」

令和3年2月、改めて新ガイドラインを庁内に周知したところですが、今後も例規審査など、機会をとらえて適正な個人情報の取扱いに努めてまいります。

## ○個人情報取扱事務事務廃止の理由

個人情報取扱事務の廃止理由を備考欄にもう少しわかりやすく記載できませんか。(「事業廃止・終了」、「団体の解散」、「法改正による廃止」等)

## ●事務局回答

ご意見ありがとうございます。こちらの資料ですが、酒田市個人情報保護条例第9条及び同条例施行規則第4条に基づき作成する登録簿をベースにしているため、廃止の理由までは各主管課に照会していませんが、基本的には事業の廃止が大半となっております。特に令和2年は新型コロナウイルス関係で、単年度限りの補助金交付事業や給付金支給事業が多く生まれましたが、それらが今回廃止対象となっております。

他、例外的なものとして、一部過去の廃止が漏れていたもの、No25～No29 が事業の本所集約の為、No30 は団体の解散、No31 はリモート開催に変更のため不要となったもの、No33 は漁業法改正に伴う経過措置の終了となっております。